

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年9月17日25私第78号-47で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、私立〇〇高等学校（以下「本件学校」という。）における生徒の進路変更事案ごとの経緯である。

実施機関は、本件文書について作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成25年8月30日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成25年9月17日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成25年11月15日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定について

ア 本件文書は、実施機関が行政指導をする上で絶対に持つておかなければならないものである。したがって、本件文書の不存在は、学校教育運営及び私学教育行政上、常識を欠くものであり一概に信用できず、納得できない。

イ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「本件調査」という。）における学校ごとの進路変更者数について、実施機関が、個々の事案ごとの進路変更に至った経緯を確認せず、数字の裏付けを取らないまま、文部科学省に報告するとは考えられない。

ウ 実施機関が、本件文書を本件学校から取得していないのであれば是正して、本件学校から取得した上で、開示請求できるようにしてほしい。

(2) その他

実施機関は、自動車科クラスにおける中途退学者が多い等の本件学校の実態を把握して適切な指導をしてほしい。また、本件学校の実態が県民に分かるようにしてほしい。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

- (1) 進路変更事案ごとの経緯については、本件調査開始当初から調査項目にない。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）においても、私立学校が進路変更事案ごとの経緯を所轄庁に対して報告する義務は定められていない。
- (3) したがって、異議申立人の請求している個別の学校における生徒の進路変更事案ごとの経緯については、県として調査していないし、私立学校から県への報告義務もないことから、本件文書は存在しない。

6 審査会の判断

(1) 本件調査について

ア 本件調査は、統計法（平成19年法律第53号）（ただし、改正前は昭和22年法律第18号）第2条第5項に規定する統計調査であり、「児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げていく」ために、昭和57年度から文部科学省により毎年実施されている。

イ 「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」（平成25年5月16日25初児生第9号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知。以下「本件通知」という。）によれば、本件調査の調査対象事項は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」、「高等学校における中途退学者数等の状況（以下「中途退学者数等の状況」という。）」、「小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況」等とされ、このうち中途退学者数等の状況については、全ての国公立高等学校及び国公立中等教育学校（後期課程）を対象に、退学者数、懲戒による退学者数、原級留置者数及び以前に高等学校を退学し、再入学・編入学した者の数を全数調査することとされている。

ウ なお、国、地方公共団体又は独立行政法人等は、統計調査を実施するに当たり、個人

又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めて行うこととされている。

(2) 私立学校について

ア 私立学校とは、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

イ 私立学校は、国又は地方公共団体が設置する国公立の学校と同様に、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法の適用を受ける一方で、私人の寄附財産等により自立的に設立、運営されることから、その自主性が尊重され、所轄庁による規制ができるだけ制限されている。

ウ なお、私立学校法第4条の規定により、私立大学及び私立高等専門学校の所轄庁は文部科学大臣、それ以外の私立学校の所轄庁は都道府県知事とされている。

(3) 本件文書の存否について

ア 当審査会が本件通知により定められた「中途退学者数等の状況に関する調査票」（以下「本件調査票」という。）を見分したところ、退学者数（退学者の内訳として進路変更、学業不振等の理由別の人数）、懲戒による退学者数、原級留置者数等について学科・学年単位で記載すれば足り、個々の事案ごとに生徒が退学するに至った詳細、学校側の関与状況等といった経緯については報告する必要がないことが認められた。また、当審査会が、文部科学省が公表した本件調査結果を確認したところ、昭和57年の調査開始以来、進路変更事案ごとの経緯について調査が行われたことを示す記載は見当たらなかった。

イ 異議申立人は、「本件調査における学校ごとの進路変更者数について、実施機関が、個々の事案ごとの進路変更に至った経緯を確認せず、数字の裏付けを取らないまま、文部科学省に報告するとは考えられない。」と主張しているため、この点につき、以下検討する。

本件調査は、統計法第2条第5項に規定する統計調査であり、同項は、統計調査とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等が「統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。」と規定している。

本件調査は、国（文部科学省）が行う調査であるが、本件通知によれば、調査範囲が国公立小中高等学校、国公立中等教育学校及び国公立特別支援学校の全数に及ぶことから、国立大学法人、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管部課を通じて調査票を各学校に配布しているものであり、国立大学法人、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管部課が国に調査票を提出する際は、各学校から「事実の報告」が行われることを前提として、調査票の内容の集計のみを行うこととされており、調査票の内容の審査までは求められていない。

したがって、都道府県私立学校主管部課に当たる実施機関が各私立学校から提出され

た本件調査票の内容について、挙証資料の提出を求めた上で審査をしなかったとしても不自然ではない。

ウ 私立学校法第6条は、「所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。」と規定している。

当審査会が、実施機関に対し、本件調査とは別に、私立学校法第6条に基づき、本件学校に対し、生徒の進路変更事案ごとの経緯の報告を求めたことがないか確認したところ、個々の事案ごとに生徒が退学するに至った詳細、学校側の関与状況等といった経緯については、私立学校の管理運営に属する事項であることから、今まで私立学校に対して報告を求めたことはないとのことであった。

私立学校は、建学の精神や独自の校風が尊重され、自律的な運営を行うために所轄庁の関与が制限されていることから判断すると、実施機関の説明は、不自然ではない。

エ さらに、当審査会が実施機関の執務室に赴き、本件文書の有無等を見分したところ、本件学校のみならず全ての私立学校における生徒の進路変更事案ごとの経緯に関する文書は存在しなかった。

したがって、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が本件文書について、不存在を理由に非開示とする決定を行ったことは、妥当である。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。